

学校法人ガバナンス改革会議（第9回）	資料2
令和3年11月11日（木）	

学校法人の会計監査人について

2021年10月28日

戸張実

1. 学校法人のガバナンスに関する有識者会議報告書『学校法人のガバナンスの発揮に向けた今後の取組の基本的な方向性について』2021年3月19日の提言(抜粋)

（3）監査・内部統制の体制整備

- ・会計に関する職業的専門家として会計に関する専門的能力と独立性を備えた会計監査人による会計監査については、法人への負担等も考慮しつつ、法人の規模等に応じて義務付ける方向で検討していくべきである。
- ・公認会計士又は監査法人による貸借対照表等に係る監査が私立学校振興助成法に基づき行われているが、会計監査人による会計監査を監事に連携させることにより、監事による監査について、会計監査の専門性と財産目録等の財務情報の信頼性を向上させるとともに、業務監査・教学監査に監事が一層注力しやすくなることが期待される。
- ・監査体制の充実と合わせて、財産目録等の作成期限を1か月延長する方向で検討していくべきである。

【参考】

- ・公益財団法人については、収益1,000億円以上、費用・損失1,000億円以上又は負債総額50億円以上のいずれかに該当する法人に会計監査人による計算書類の監査が義務付けられている。
- ・社会福祉法人については、収益10億円超又は負債20億円超の法人に会計監査人の設置を義務付けていくことが予定されている（現在は収益30億円超又は負債60億円超）。
- ・私学助成を受けた学校法人が貸借対照表等を所轄庁に届け出る場合、公認会計士又は監査法人の監査報告書を添付することとされ、1会計年度に交付される補助金の額が1,000万円に満たない場合で所轄庁の許可を受けたときは、この限りでないとされている。
- ・学校法人の財産目録等の作成期限は毎会計年度終了後2月以内とされている。公益財団法人・社会福祉法人の財産目録等の作成期限については、毎事業年度・会計年度経過後3月以内とされている。

2.現状の会計監査制度

全学校法人の約9割が私立学校振興助成法に基づく会計監査を受けている。

学校法人会計基準は私立学校振興助成法を根拠として規定されている。

原則として、学校法人は寄附行為に、法人の会計は学校法人会計基準により行うことを定めている。

(子ども・子育て支援新制度に移行した認定こども園等のみを設置している学校法人は私立学校振興助成法に基づく監査の対象外となっている場合もあるが、その多くは任意監査として公認会計士又は監査法人による会計監査を継続して受けている場合が多い。専門学校等のみを設置している学校法人は私立学校振興助成法に基づく監査の対象外となっている場合が多いが、特に修学支援制度対象校を設置している学校法人は定員充足率・財政状態・収支状況について一定の要件をクリアしている必要があることから、少なくとも認定こども園等と同等の任意監査としての会計監査を要件に加える必要があると思われる。)

3.ガバナンス強化の視点での会計監査制度

補助金の適正執行を担保するために私立学校振興助成法に基づく会計監査制度は維持し、ガバナンス強化の視点から一定の規模以上等の学校法人には、法的権限及び責任が強化される機関としての会計監査人を制度化する必要があると思われる。但し、二重の監査を受けることとならないための配慮として、私立学校振興助成法に基づく会計監査においては、私立学校法で会計監査人を設置している場合にはその監査報告書の提出求めることとする必要がある。

学校法人会計基準については、根拠法令を私立学校振興助成法から私立学校法に変更し、私立学校法と私立学校振興助成法の双方の趣旨に適う学校法人会計基準を策定する必要がある（但し、小規模法人にも配慮した学校法人会計基準第37条から第39条にあるような特例の新たな設定も必要と思われる。）。具体的には、固定資産の減損処理、資産除去債務、学校法人の出資による会社に係る事項・関連当事者との取引等の注記の厳格化、セグメント情報等の財務情報の外部公開を前提とした附属明細書の設定など。

学校法人の財産目録等の作成期限は、他の法人と同様に会計年度終了後3月以内とすべきである。

また、令和3年度の私立学校振興助成法に基づく会計監査からは、監査報告書に「その他の記載内容」についても言及することになっているが、学校法人会計基準の根拠法令が私立学校法に変更された場合は、「その他の記載内容」の範囲に財産目録・事業報告書・HP等で公表を義務付けられている計算書類も含まれることとなると思われる。

機関としての会計監査人の設置を義務付ける学校法人としては、まずは学生募集が広域的なされる高等教育機関である大臣所轄の学校法人とし、知事所轄の学校法人については規模や広域性等を勘案して政令で定めるのが現実的と思われる。また、義務付け対象外の学校法人への対応として、その他の学校法人についても任意に機関としての会計監査人を

設置することができることとする必要がある。

(計算書類の承認が評議員会となるならば、監査の充実の観点から監査報告書の提出は、監事・会計監査人とも評議委員会に提出すれば足りるとすることも一案と思われる。)

4.職務・権限・義務、責任、選任、資格、欠格事由、補助者の制限、解任、任期

基本的に社会福祉法人、公益財団法人の会計監査人と同様の取扱いでいいのではないか。
子法人の取扱いについては、監事と会計監査人の権限として、職務上必要な場合は子法人に対して会計に関する報告を求め、業務及び財産の状況を調査することができるようにするべきと思われる。この場合の子法人は形式的な出資割合のみで判定するのではなく、実質的な支配の有無で判定すべきと思われる。